

## 「農業支援外国人適正受入サポート事業」情報 No6

### 農業の労働時間・休憩・休日に関する適用除外（その3）

#### 農業法人等が「加工」や「直売」等を取り組む場合の留意点

事業が、「農業」であれば、労働基準法上、労働時間関係等が適用除外となりますが、生産の他に加工や直売をしているような、複数の業態が混在している場合は、まず「事業の種類」を決定することになります。「事業の種類」の決定は、主たる業態に基づき決定しますが、何を「主たる業態」とするかという判断は、売上高や従事している労働者数等で総合的に判断して決定します。

なお、同一場所で複数の業務が混在し、従事労働者、労務管理等が明確に区分されている場合は、生産、加工、販売を各々独立した事業場として取り扱います。この場合、生産を行っている事業場には労働基準法の労働時間等の規定は適用されず、加工や直売を行っている事業場には、労働時間等の規定が適用されます。

農産物の生産以外に加工や販売等を行っているために、自社の「事業の種類」の判断に迷う場合は、所轄の労働基準監督署の判断に従ってください。

